

群馬信用保証株式会社 保証委託約款（カードローン）

第1条（委託の範囲）

- ①私が貴社に保証委託する保証債務の範囲は、株式会社群馬銀行（以下「銀行」という。）が実施しているカードローン取引による借入金のほか、利息・損害金等従たる債務（以下「借入金債務」という。）を含みます。
- ②貴社の保証を得て融資をうけるについては、私が貴社および銀行との間に締結している約定書（契約書・差入書を含む。）の各条項によるものとします。

第2条（原債務の弁済）

私は、貴社が保証した原債務を相違なく弁済し、貴社にいっさい負担をかけません。

第3条（代位弁済）

- ①私が銀行との契約に違反したため、貴社が銀行から保証債務の履行を求められたときは、貴社は、私に対する通知、催告なくして弁済できるものとします。
- ②私は、貴社が前項の弁済によって取得された権利を行使する場合には、この約款の各条項を適用されるほか、私が銀行との間に締結した契約の各条項を適用されることとします。

第4条（求償権）

私は、貴社の私に対する下記各号に定める求償権について、弁済の責めに任じます。

1. 前条による貴社の出捐額全額。
2. 貴社が弁済のため要した費用の全額。
3. 前記各号の金員に対し、貴社が弁済した翌日から私が貴社に履行完了する日まで、年14%の割合（年365日の日割計算）による遅延損害金全額。
4. 貴社が私に対し前記各号の金員を請求するために要した費用全額。

第5条（求償権の事前行使）

- ①私が次の各号の一にでも該当した場合には第3条による代位弁済前といえども、私に対する通知催告などがなくとも、当然に貴社に対しあらかじめ求償債務を負い、直ちに弁済します。
 1. 私が返済を遅延し、翌月の返済日にいたるも返済しなかったとき。
 2. 私が住所変更の届出を怠るなど、私の責めに帰すべき事由によって、銀行に私の所在が不明となったとき。
- ②次の各場合には、貴社の請求によって、あらかじめ前項の求償債務を負い、直ちに弁済します。
 1. 私が銀行取引上の他の債務について、期限の利益を失ったとき。
 2. 私が支払いを停止したとき。
 3. 私が手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
 4. 前各号のほか、私の信用状態に著しい変化が生じるなど、元利金（損害金を含む）の返済ができなくなる相当の事由が生じたとき。
- ③貴社が前各号および第12条第3項により求償権を行使する場合には、私は、民法第461条に基づく抗弁権を主張しません。

第6条（弁済の充当順序）

私の弁済した金額が、貴社に対する第4条の償還債務全額を消滅させるに足りないとき

は、貴社が適当と認める順序・方法により、充当することができるものとします。

第7条（通知義務）

- ①氏名、住所、電話番号、職業、印章、その他届出事項に変更があったときは、直ちに書面により届け出をし、貴社の指示に従います。
- ②届出のあった氏名、住所にあてて貴社が通知や送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

第8条（調査）

私は財産、経営、業況等について貴社から求められたときは直ちに報告し、または調査に必要な便益を提供するものとします。

第9条（公正証書の作成）

私は、貴社から請求をうけたときは、直ちにこの契約による債務の承認および強制執行の認諾ある公正証書の作成に関する一切の手続きをします。

第10条（管轄裁判所の合意）

私は、この契約に関して訴訟の必要が生じた場合には、貴社の本社所在地の裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

第11条（免責条項）

私は、貴社が証書等の印影を、私の届け出た印鑑に相当の注意をもって照合し相違ないと認めて取引したときは、証書等の印章について偽造・変造、盗用等の事故があっても、これによって生じた損害は私の負担とし、証書等の記載文言にしたがって責任を負います。

第12条（反社会的勢力の排除）

- ①私は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。
 1. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 2. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 3. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 4. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 5. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ②私は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約いたします。
 1. 暴力的な要求行為
 2. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 3. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 4. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて貴社の信用を毀損し、または貴社の業務を妨害する行為
 5. その他前各号に準ずる行為
- ③私が、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申

告をしたことが判明し、私との取引を継続することが不適切である場合には、貴社からの請求によって、私は貴社に対しあらかじめ求償債務を負い、直ちに弁済します。
④前項の規定の適用により、私に損害が生じた場合にも、貴社になんらの請求をしません。また、貴社に損害が生じたときは、私はその責任を負います。

第 13 条（約款の変更）

私は、貴社がこの契約内容を社会通念上許容される合理的範囲内で変更し、その変更内容を銀行のホームページ等にて掲示を行った場合、その変更日以降、変更後の内容が適用されることにあらかじめ承諾します。

以 上

※最新の規定は、当行ホームページまたは店頭でご確認ください。